

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.19

最近の規制動向（2026 年 8 月～9 月初旬）

=====

《index》

1. 米国銀行当局による重要な財務リスクの優先に関する最終規則
 2. フロンティア AI に起因する ICT リスクに対する欧州金融当局の対応
 3. 暗号資産規制の明確化を図る米国 SEC の提案
 4. お問い合わせ先
- =====

1. 米国銀行当局による重要な財務リスクの優先に関する最終規則

米国の連邦預金保険公社（FDIC）および通貨監督庁（OCC）は 2026 年 8 月 27 日に、銀行監督において重要な財務リスクを優先するための最終規則を公表した。これは、2025 年 10 月 7 日に公表された規則案に対する意見募集を経て最終化されたものであり、規則案の基本的な方向性を維持しつつ、一定の修正が加えられている。最終規則は、2026 年 11 月 2 日に施行される予定である。

最終規則は、主に 2 つの内容を定めている。第一に、連邦預金保険法第 8 条に基づく銀行に対する各種エンフォースメント措置における「健全ではない実務慣行（unsafe or unsound practice）」という用語の定義を明確化する。第二に、銀行検査における「要注意事項（MRA：Matters Requiring Attention）」を含む監督上のコミュニケーションの発出に関する基準を改訂する。これらの定義・基準では、銀行の財務状態に重大な損害を与える慣行など、重要な財務リスクを重視する考え方が明確化されている。

今後、FDIC および OCC の検査官は、最終規則に基づき、銀行の財務状態に対する重大なリスク、預金保険基金への重大な損失リスク、および銀行関連法令への違反を重点的に確認することが見込まれる。また、今回の最終規則は、エンフォースメント措置の実施や MRA 発出のハードルを部分的に引き上げており、今後これらの件数は減少する可能性がある。もっとも、重要性等の概念については一律の定量的な基準は設定されていないため、各銀行の重要な財務リスク等の特定・指摘にあたっては、「客観的な事実」および「健全な推論」に基づく検査官の個別判断に委ねられることになる。

なお、連邦準備制度理事会（FRB）は今回の最終規則には参加していないが、2026 年 4 月 21 日に監督運営原則に関するステートメントを改訂しており、検査官が銀行の重要な財務リスクに重点を置く方針を明確化している。米国で事業展開する銀行にとっては、今回の最終規則を踏まえた銀行当局の検査実務を注視するとともに、第 2 次トランプ政権におけるさらなる改革を見据えた規制・監督動向のモニタリングを継続することが重要になるだろう。

2. フロンティア AI に起因する ICT リスクに対する欧州金融当局の対応

欧州金融監督機構（EBA・EIOPA・ESMA により構成。以下、「ESA」）は 2026 年 7 月 31 日に、フロンティア AI モデルに起因する ICT リスクを軽減するための監督アプローチに関するステートメントを公表した。これは、近年のフロンティア AI モデルの急速な進展に伴うサイバーリスクの高まりを踏まえ、金融機関がフロンティア AI モデルに関連するサイバーリスクに対するオペレーショナルレジリエンスを強化するための措置を示したものである。特に、こうしたリスクの①予防、②検知、③管理に重点を置いたリスク軽減策の例が示されている。

なお、これらは、デジタルオペレーショナルレジリエンス法（DORA）などの既存の EU 法令や規制要件を考慮したものであり、金融機関に対して追加的な義務を課すものではない。ESA は、金融機関および EU 各国監督当局に対して、監督上の対話の基礎として今回のステートメントを活用することを促している。

フロンティア AI がもたらすリスクを巡っては、各法域の金融当局・国際機関においても対応が進められている。直近では、例えば、金融安定理事会（FSB）は 2026 年 8 月 31 日に G20 財務大臣・中央銀行総裁への議長レターを公表し、金融システムにとって、フロンティア AI がサイバーリスクに与える潜在的な影響が最も差し迫っ

た懸念であると指摘した。こうした中、金融機関としては、フロンティア AI を巡るリスクや規制・監督動向を引き続き注視しつつ、今回の ESA のステートメントのような他法域の当局文書等も参考にしながら、ガバナンスおよびリスク管理態勢の強化を進めていくことが重要になるだろう。

3. 暗号資産規制の明確化を図る米国 SEC の提案

米国の証券取引委員会（SEC）は 2026 年 8 月 18 日に、「レギュレーション暗号資産（Regulation Crypto Assets）」と題する新たな規則案を公表した。これは、暗号資産に係る連邦証券法の適用を明確化した 2026 年 3 月の SEC による解釈の公表に続くものであり、暗号資産に係る一定の投資契約に特化した証券募集制度（securities offering regime）の創設を提案するものである。

今回の規則案は、1933 年証券法の登録要件に関する 2 つの免除を含む、次のような制度案を示している。すなわち、主な内容としては、①スタートアップ免除（startup exemption）、②資金調達免除（fundraising exemption）、③投資契約セーフハーバー、④1933 年証券法上の「適格購入者（qualified purchaser）」の定義、が挙げられる。

このうち、例えば、スタートアップ免除は、4 年間の期間における総額 500 万ドルまでの募集等について、1933 年証券法の登録要件を免除する制度である。他方で、資金調達免除は、12 か月間の期間における最大 7,500 万ドルまでの募集等について、1933 年証券法の登録要件を免除するものである。なお、いずれの場合であっても投資家への一定の情報開示は義務付けられるほか、特に資金調達免除の場合には、財務諸表の提出、継続報告などの追加的な対応が求められる。

米国では、第 2 次トランプ政権の方針の下で、暗号資産の活用促進に向けて規制の明確性向上を図る動きが続いている。なお、米国議会においては、暗号資産の規制枠組みの確立を目的とするクラリティ法案

（CLARITY Act）について、上院で本会議審議に進むための手続きが進められていたが、2026 年 9 月 15 日に審議入りに向けた手続き上の動議が否決された。こうした状況を踏まえつつ、金融機関としては、暗号資産規制に関する動向を引き続き注視した上で、米国におけるビジネスへの影響を見極めていくことが重要になると考えられる。

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイトトーマツ

リスクアドバイザリー リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180 Fax: 03-6213-1085

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.